

金融円滑化に向けた取組みについて

当東日本信用漁業協同組合連合会は、漁業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む漁業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「当連合会の最も重要な役割のひとつ」として位置付け、当連合会の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、以下の方針を定め、中小漁業者等の経営支援に取り組んでおります。

①金融円滑化にかかる基本方針（詳細は別紙のとおり）

1. 新規の融資・借入条件変更等の申込みに対する柔軟な対応
2. 経営相談、経営改善に向けての取り組み・支援
3. 新規の融資・借入条件変更等の相談・申込みに対する適切かつ十分な説明
4. 新規の融資・借入条件変更等に関する苦情・相談への公正・迅速・誠実な対応
5. 新規の融資・借入条件変更等について、他の金融機関等との連携
6. 当連合会の金融円滑化管理に関する体制整備
7. 金融円滑化管理態勢の定期的検証

②金融円滑化管理に関する体制整備

当連合会では、お客さまからの融資に係るお申込みに対し、円滑に措置をとることが出来るよう、必要な体制を整備いたしております。

具体的には、

- （１）理事長以下、関係役員・部長を構成員とする「コンプライアンス委員会」にて、金融円滑化及び経営者保証にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議します。
- （２）当連合会は審査部長を「金融円滑化管理責任者」として、当会連合全体における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
- （３）本店・支店・営業店等に「金融円滑化管理担当者」を設置し、各店舗における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。

③金融円滑化にかかる措置に関する苦情相談を適切に行うための体制の概要

1. お客さまからの金融円滑化にかかるご相談窓口を、本店・支店・営業店等に設置しております。
2. お客さまからの金融円滑化にかかる相談については、本店・支店・営業店等で受付け、本会所定の手続きに従って、迅速・公平かつ適切に対応し、その際、必要に応じて金融円滑化管理責任者及び金融円滑化管理担当者と連携して対応する体制を整備しております。

④金融円滑化にかかる措置をとった後において、当該措置にかかる中小企業者の事業についての改善または再生のための支援を適切に行うための体制の概要

1. 当連合会は、貸出条件の変更等を行った後において、経営改善努力を行っているお客さまに対して継続的なモニタリングや経営相談・経営指導および再生のための支援を行うなどの対応を適切に行う等、お客さまへの支援等について真摯に取り組めます。
2. また、経営相談・経営指導の支援能力向上のために、金融円滑化担当者に対しモニタリングを行い、必要な指導を行ってまいります。

金融円滑化にかかる基本的方針

- 1 当連合会は、組合員の皆さまをはじめとするお客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客さまの特性および事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するよう努めます。
- 2 当連合会は、事業を営む組合員等の皆さまからの経営相談に積極的かつきめ細かく取り組み、組合員の皆さまの経営改善に向けた取組みをご支援できるよう努めてまいります。
また、役職員に対し金融円滑化の趣旨を周知徹底することにより、上記取組みの対応能力の向上に努めてまいります。
- 3 当連合会は、組合員の皆さまから新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、組合員等の皆さまの経験等に応じて、説明および情報提供を適切かつ十分に行うように努めてまいります。
また、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的かつ丁寧に説明するよう努めます。
- 4 当連合会は、組合員等の皆さまをはじめとするお客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する問い合わせ、相談、要望及び苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、組合員等の皆さまをはじめとするお客さまの理解と信頼が得られるよう努めてまいります。
- 5 当連合会は、お客様からの新規融資や貸付条件の変更等の申込み、事業再生 A D R 手続の実施依頼の確認または地域経済活性化支援機構もしくは東日本大震災事業者再生支援機構からの債権買取申込み等の求めについて、関係する他の金融機関等（政府系金融機関等、信用保証協会等および中小企業支援協議会を含む。）と緊密な連携を図るよう努めてまいります。
また、これらの関係機関等からの照会を受けた場合は、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を前提に情報交換しつつ連携に努めます。
- 6 金融円滑化管理に関する体制について
当連合会は、お客さまからの上述のような申込みに対し、円滑に措置をとることが出来るよう、必要な体制を整備いたしております。
具体的には
（１）理事長以下、関係役員及び部長を構成員とする「コンプライアンス委員会」にて、金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議します。
（２）当連合会は審査部長を「金融円滑化管理責任者」として、当連合会全体における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
（３）本店・支店・営業店等に「金融円滑化管理担当者」を設置し各店舗における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
- 7 当連合会は、本方針に基づく金融円滑化管理態勢について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。